

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その
日と同日)

| 名 称 | 位 置 |
|----------------|-------|
| 第一 被 災 者 用 施 設 | 鳥 取 市 |
| 第二 被 災 者 用 施 設 | |

(利用の許可)

第二条 施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならぬ。

(使用料の徴収)

第三条 施設の利用については、規則で定めるところにより、使用料を徴収する。

(規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和四十六年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十七号

(設置)

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例

第一条 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の円滑な実施を図るため、鳥取駅前火災被災者用施設（以下「施設」という。）を次のとおり設置する。